

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和4年9月5日(月)午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
申請人 [REDACTED] 外3件

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

(出席農業委員・7名)

黒田 敏弘、澤田 博行、山田 義明、石若 明道、福田 智、新村 剛、
長谷川 玲子

(出席推進委員・6名)

松井 滋樹、石倉 光男、浦田 英男、吉田 満夫、東川 一志、加藤 清治

(欠席委員・3名)

石原 忠則、滝川 裕子、伊藤 久義

5. 事務局(3名)

石井事務局長 村田主任 大竹主任

6. 会議の要旨

午後3時00分 開会

会長 それでは、総会の定足数に達しておりますので開会します。

本日は、2,000㎡以上の転用案件の現地確認がありますので、会議を中断
します。移動してバスにご乗車ください。

現地確認

議案第15号3番

申請農地：滑川市 [REDACTED] 番

譲受人： [REDACTED]

議案第15号4番

申請農地：滑川市 [REDACTED] 番

譲受人： [REDACTED]

帰庁

会長

それでは、会議を再開します。

議事録署名委員に、福田 智委員、長谷川 玲子委員を指名します。

これより議案審議に入ります。

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件につ
いて、事務局より説明をお願いします。

事務局

(議案第15号1番について朗読及び説明)

申請地は、県道古鹿熊滑川線と市道滑川駅南区画20号線に面する農地で
す。

申請地は、都市計画法の用途地域内(第2種住居地域)の農地であること
から、第3種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は、宅地分譲地です。

譲受人は、市内で不動産業を営んでいますが、用途地域内で主要道路
や公園に近く、住環境に適した分譲地を探していたところ、申請農地が適
地と判断し関係者の同意を得、申請したものです。転用後は5区画の宅地
として分譲する予定です。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流出を防止し、雨
水は敷地前面側溝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

吉田推進委員

石原委員と現地確認してきましたが、特に問題ないと思います。

会長

この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(各委員から「異議なし」の発言あり)

それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長

では事務局次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 15 号 2 番について朗読及び説明)

申請地は、市道宮窪上小泉旧県道線と私道に面する農地です。

申請地は、住宅用地等の連担している 10ha 未満の一団の農地であることから、第 2 種農地の集落接続と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は一般住宅敷地です。譲受人は現在、市内の貸家に居住していますが、家族の成長に伴い手狭になっており、新たな住居を構えることを計画し、妻の両親との同居も考え適地を探していたところ、妻の実家からも近く面積も適当な当該農地を地権者の同意を得、今回、申請するものです。

なお、一般住宅の転用面積は原則 500 ㎡までですが、2 世帯住居の駐車・来客スペースや、500 ㎡のうち 62 ㎡を農地として残しても農地としての活用は見込めないことから、例外的に 562 ㎡を許可するものです。

隣接農地は無く、雨水については敷地内雨水桝に集約後、敷地側面雨水桝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

吉田推進委員

石原委員と現地確認してきましたが、現状は遊休農地で、面積も小さいため耕作には向かないので、特に問題ないと思います。

会長

この件につきまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。

会長

次の案件の地区担当は私ですので、職務代理、進行をお願いします。

職務代理

では、事務局次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 15 号 3 番について朗読及び説明)

申請地は、市道下梅沢上小泉線に接道する私道に面する農地です。

申請地は、鉄道駅()から概ね 300m 以内の農地であることから、第 3 種農地と判断され許可できるものと考えられます。

転用理由は園舎敷地で、譲受人は、申請地の隣接地で認定こども園を運営していますが、周囲の 地区での宅地開発が進み、主に子育て世帯の転入増に伴い保育ニーズも高まっており、園舎を増築し、遊戯室及びこれまで一部園児にしか実施できていない給食の提供を行うために厨房スペースに充てることを計画し、地権者の同意を得、今回、申請するもので

す。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け土砂の流失を防止し、雨水については側面側溝に放流します。汚水については公共下水道に接続します。

職務代理

地区担当委員の補足説明をお願いします。

新村委員

地域の子供たちの施設ということで、特に問題ないと思います。

加藤推進委員

特に問題ないと思います。

職務代理

この件につきまして、ご意見ありませんでしょうか。
(各委員から「異議なし」の発言あり)
それでは、この案件は県へ進達することといたします。
では、進行を会長へお返しします。

会長

では、事務局次の説明をお願いします。

事務局

(議案第 15 号 4 番について朗読及び説明)

申請地は、市道本江工場線に面する農地です。

申請地は、土地改良事業実施区域内の農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、隣接地を既に工場及び駐車場として利用しており、既存地の拡張として許可できるものと考えられます。

転用理由は、工場敷地です。

譲受人は で半導体・電子部品及び自動車部品の製造販売業を営んでおり、昭和 51 年に創業以降、これまで業務拡大により複数の工場を増設してきており、本件申請地に隣接する 工場は平成 9 年に新設され、平成 31 年までに 4 つの工場を増築してきました。この度、さらなる業務拡大により、プレス工場の新設を計画し、本件申請地と申請地に隣接する駐車場を一体的に工場用地とするため地権者の同意を得、今回申請するものです。

隣接地との境界にはコンクリート擁壁を設け、土砂の流失を防止し、雨水については敷地内の油水分離槽を介し調整池にて調節し、側面側溝に放流します。下水道は敷地内合併処理浄化槽で処理します。

会長

地区担当委員の補足説明をお願いします。

長谷川委員

先日、伊藤推進委員と譲受人から説明を聞いてきました。特に問題ない

と思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ありませんでしょうか。
 (各委員から「異議なし」の発言あり)
 それでは、この案件は 3,000 m²以上の転用申請でありますので、県農業
 会議へ諮問し、その意見を付け、県へ進達することといたします。

その他

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

会 長 これで、審議は終了しました。

午後 4 時 20 分 閉会

上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員